

# 子ども医療費・高校生等医療費助成制度に関するお知らせ

## 子ども医療費助成受給券を更新します

市では、0歳から中学3年生までのお子さんを対象に「子ども医療費助成受給券」を発行しています。8月から使用できる受給券は、受給資格等を決定した後、7月下旬に発送します（高校生相当年齢の方は、受給券は発行されません）。住民税が未申告の場合は受給資格等が確認できないため、受給券を発行することができません。必ず住民税の申告をしてください。

なお、更新手続きに際し、令和5年度の所得と住民税額を証する書面の提出が必要な場合があります。

## 子ども医療費助成制度および高校生等医療費助成制度に月額上限を導入します

子育て世帯へのさらなる負担軽減を図るため、令和5年8月診療分から、月額上限を新たに導入します。

	入院	通院	調剤
自己負担額	1日 300円	1回 300円	
月額上限	1人の子どもが、1つの医療機関について		無料
	3,000円（11日目以降は無料）	1,500円（6回目以降は無料）	

- ◆その他
- ・償還払い(払い戻し)手続きの場合は、1カ月分全ての領収書をまとめて申請してください。
  - ・令和5年8月診療分の申請は、9月1日(金)から受け付けます。
  - ・支払日の翌日から2年以内に申請してください。

詳しくは子育て支援課ウェブページをご覧ください。



申請・問合せ 子育て支援課（2階） ☎ (20) 1573 FAX (20) 1610

## 子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

	ひとり親世帯分	ひとり親世帯以外分
対象児童	18歳未満の子（障害児は20歳未満）	①令和4年度「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」の対象児童 ②平成17年（特別児童扶養手当の対象児童は平成15年）4月2日から令和6年2月29日生まれの児童
支給対象者	①令和5年3月分の児童扶養手当受給者 ②令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者 ③公的年金等を受給しており、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 ④令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、食費等の物価高騰の影響を受け、家計が急変し収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている方	①茂原市から令和4年度「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」を受給した方 ②①以外の対象児童を養育する父母等であって食費等の物価高騰の影響を受け、家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった方
給付額	対象児童1人当たり5万円	
申請の要否	①・②申請不要（5月29日(月)に支給しました） ③・④申請が必要	①申請不要（5月30日(火)に支給しました） ②申請が必要
申請期限	令和6年2月29日(火)（必着）	

※受給できるのは、「ひとり親世帯分」、「ひとり親世帯以外分」のどちらかです。

詳しくは子育て支援課ウェブページをご覧ください。



申請・問合せ 子育て支援課（2階） ☎ (20) 1573 FAX (20) 1610